

あしがら総合型スポーツクラブ「あすぽ」規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本クラブは、あしがら総合型スポーツクラブ「あすぽ」(以下「本会」という)と称する。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を事務局長宅に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、山北町周辺地域において、「日本一子育てしやすい地域」を目指して、次世代へつなぐ「明日への一歩」を踏み出そうと集まった人々と共に、世代・種目・レベルを超えたスポーツコミュニティとして、誰もが「知恵、労働力、お金」を提供しえる、住民参加型の事業を行うことを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 各種スポーツ教室の開催
- (2) 各種スポーツ交流大会、イベントの開催
- (3) 地域住民の交流の場の提供
- (4) スポーツに関する講習会、研修会の開催
- (5) スポーツ指導者の育成
- (6) その他本会の目的達成のために必要な事業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、収益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は、次の2種とし、正会員をもって当団体の構成員とする。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同して入会した個人及び団体で総会の議決権を有する
- (2) 一般会員 本会に入会し事業に参加する会員

(入会)

第6条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、代表が別に定める入会申込書により、代表に申し込むものとし、代表は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 代表は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第7条 会員は、本会が定める入会金及び会費を納入しなければならない。
会員からの拠出金は会費として扱う。

(会員の資格の喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 正当な理由なく会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第9条 会員は、代表が別に定める退会届を代表に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この規約等に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(会費等の返還)

第11条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 本会に次の役員を置く。

- (1) 代表 1名
- (2) 副代表 1名
- (3) クラブマネジャー 1～2名
- (4) 事務局長 1名
- (5) 副事務局長 2名
- (6) 運営委員 若干名
- (7) 監事 2名

2 クラブマネジャーと事務局長または副事務局長は兼務することができる。

(選任等)

第13条 役員は、総会において正会員の中から選任する。

- 2 代表、副代表及び事務局長は、役員会の互選とする。
- 3 クラブマネジャーは、公認資格取得者で代表から推薦されたものとする。

(職務)

第14条 代表は、本会を代表し、その業務を総理する。

- 2 副代表及び事務局長及びクラブマネジャーは、代表を補佐し、代表に事故あるとき又は代表が欠けたときは、代表があらかじめ指定した順序によって、その職務を代行する。
- 3 役員は、役員会を構成し、この規約の定め及び役員会の議決に基づき、本会の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 役員業務執行の状況を監査すること。
 - (2) 本会の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前号の規定による監査の結果、本会の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは

- 規約に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 役員の実務執行の状況又は本会の財産の状況について、代表に意見を述べ、若しくは役員会の招集を請求すること。

(任期)

- 第15条** 役員の実任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
 - 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の実任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
 - 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

- 第16条** 運営委員又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第17条** 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(事務局及び職員)

- 第18条** 本会に、事務を処理するため事務局を設け、クラブマネジャー及びクラブ運営をサポートする従事者を置くことができる。
- (1) 事務局スタッフ
 - (2) 運営スタッフ
 - (3) 運営補助
- 2 事務局スタッフは、事務局長の指示に従い、会員管理・会計管理・広報等の事務作業を行う。
 - 3 運営スタッフは、事務局長の指示に従い、各プログラム実施に当たり運営全般、その他必要と思われる作業を行う。
 - 4 運営補助は、事務局長の指示に従い、各プログラム実施に当たり会場設営、会員受付・その他必要と思われる作業を行う。
 - 5 組織及び運営に関する必要な事項は、役員会の議決を経て代表が別に定める。
 - 6 クラブマネジャーは、役員会の議決を経て代表が委嘱し、スタッフは代表が任免する。
 - 7 スタッフは、役員会の議決を経て代表が委嘱する。
 - 8 スタッフの委嘱期間は1年とする。但し、委嘱期間の変更は妨げないものとする。
 - 9 スタッフが本会の理念に违背する行為等があった場合は、役員会の議決を持って除名することができる。

第5章 総会

(種別)

- 第19条** 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

- 第20条** 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

- 第21条** 総会は、以下の事項について議決する。
- (1) 事業報告・決算に関すること
 - (2) 事業計画・予算に関すること
 - (3) 解散および合併に関すること
 - (4) 役員の実任期又は解任に関すること
 - (5) 規約の改正に関すること
 - (6) その他に本会に関して重要な事項

(開催)

- 第22条** 通常総会は、毎事業年度1回開催する。
- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 役員会が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 第14条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

- 第23条** 総会は、毎年1回、代表が招集する。臨時総会は、役員会が必要と認めるとき、代表が招集する。
- 2 代表は、第22条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
 - 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

- 第24条** 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

- 第25条** 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席を以て成立とする。但し、委任状によりほかの出席会員を代理人とするものは出席とみなす。

(議決)

- 第26条** 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の2分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。
- 2 総会の議事は、この規約に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

- 第27条** 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第 25 条、第 26 条第 2 項、第 28 条第 1 項第 2 号及び第 40 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が記名、押印しなければならない。

第6章 役員会

(構成)

第29条 役員会は、第 12 条に定める役員をもって構成する。

(権能)

第30条 役員会は、この規約で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3) 事務局の組織及び運営に関する事項
 - (4) サポートスタッフ・プログラム指導者に関すること
 - (5) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- 2 役員会は代表が招集し、議長となる。
 - 3 役員会は出席者の過半数で決定し、可否同数の場合には議長の決するところによる。

(議事録)

第31条 役員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 役員総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第32条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品及び交付金品
- (4) 財産から生じる収入

- (5) 事業に伴う収入
- (6) 補助金及び交付金
- (7) その他の収入

(経理)

第33条 本会の経理は、事務局が管理する。

(会計の原則)

第34条 本会の会計は、正規の簿記の原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第35条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、代表が作成し、総会の議決を経なければならない。

(予備費の設定及び使用)

第36条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。
2 予備費を使用するときは、役員会の議決を経なければならない。

(事業報告及び決算)

第37条 本会の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、総会で承認されなければならない。毎事業年度終了後、速やかに、代表が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。
2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業及び会計年度)

第38条 本会の事業及び会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第39条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 規約の変更、解散及び合併

(規約の変更)

第40条 本会が規約を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を得なければならない。ただし、軽微な事項である以下の事項はその限りではない。
(1) 事務所の所在地
(2) 資産に関する事項

(解散)

第41条 本会は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産

2 前項第 1 号の事由により本会が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第42条 本会が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、解散時の協議により決定する。

(合併)

第43条 本会が合併しようとするときは、総会において正会員の 4 分の 3 以上の議決を得なければならない。

第9章 事故の責任

(事故の責任)

第44条 会員は、本会の活動に関しては、本会の諸規定並びに施設管理責任者および指導責任者の指示に従い、自己の責任において行動するものとする。これに違反して、盗難・障害等の事故が起きてても、本会並びに指導者に対し、一切の損害賠償責任を請求しないものとする。

(保険の加入)

第45条 会員は、本会所定の保険に加入し、万一事故の際には、この保険の範囲内において補償を受けることができる。

第10章 雑則

(細則)

第46条 この規約の施行について必要な細則は、役員会の議決を経て、代表がこれを定める。

附則

- この規約は、本会の成立の日から施行し、平成 23 年 4 月 1 日より適用する。
- 本会の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。
代表 瀬戸 穂波、副代表 藤原 恭子、クラブマネジャー 飯田 満美子（正）・秋葉紀代美（副）、事務局長 飯田 満美子、副事務局長 秋葉 紀代美、山野 華鈴
- 本会の設立当初の監事、顧問は、次に掲げる者とする。
監事 野坂 洋子、和田 貴恵 顧問 なし
- 本会の設立当初の役員の任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 2 5 年 3 月 3 1 日までとする。
- 本会の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 35 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 本会の設立当初の事業年度は、第 38 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 2 4 年 3 月 3 1 日までとする。
- 本会の設立当初の入会金及び会費は、第 7 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
正会員 : 保険料 500 円、年会費 5,000 円、入会金 なし
一般会員: 保険料 500 円、年会費 1,000 円、入会金 なし
(チャージに参加する場合は、パスポート会員の場合は 2000 円/月 (8 月を除く) を毎月納めること。みなみチケット会員の場合は 1500 円/3 回を納めること。
ホリデージム、ファイトキッズに参加する場合は、保険料 1000 円 (含む保護者分)、年会費なし、入会金なしとする。)

総合型地域スポーツクラブ「あすぽ」 組織図

